

平成 25 年 10 月 21 日
事 務 局

規制制度改革分科会の当面の進め方（案）

年末までに「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（仮称）」を策定することを見据えて、当面、以下のような形で分科会を進めていく。

1. 扱うテーマのカテゴリライズについて

以下の4つのテーマを中心に、検討を進めていく。

①テレワークの推進

個々人の事情や仕事の内容に応じて、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に資するテレワークの普及を促すべく、関連する規制・制度の見直しを図る。

<考えられる規制・制度改革事項（例）>

- ・ハローワークにおける在宅勤務の取り扱いの見直し
- ・くるみん制度認定基準へのテレワークの組み込み 等

②対面原則の見直し

対面を原則としている制度について、いくつかの事例をたたき台にし、その見直しの方向性を議論し、その成果や洗い出された課題等を踏まえて、類似の他の制度の見直しへとつなげる。

<考えられる規制・制度改革事項（例）>

- ・国家資格の取得や更新時におけるIT（e-ラーニング等）の活用
- ・高等学校における遠隔授業の正規授業化 等

③書面・紙による保存、提供が規定されている制度の見直し

当事者利益の保護とIT利活用の両立を目的として、書面や紙媒体による保存や提供が原則化されている制度の見直しを図る。

<考えられる規制・制度改革事項（例）>

- ・株主総会における資料のWebでの開示可能な対象資料の範囲拡大
- ・電子的な手法による労働条件の提示 等

④本人確認手続きの見直し

I Tを活用して申請や確認ができるケースを増やすため、申請や確認時の本人確認手続きについて、簡略化等の見直しを図る。

<考えられる規制・制度改革事項>

- ・オンラインで申請等が可能な行政手続きの範囲拡大 等

2. スケジュール

○10月21日（月） 第1回

- ・分科会の進め方についての確認
- ・テレワークの推進についての議論
- ・書面原則の見直しについての議論

○10月下旬／11月上旬 第2回

- ・対面原則の見直しについての議論
- ・アクションプランで扱う項目についての議論

○12月上旬 第3回

- ・アクションプラン案についての議論

3. 規制改革会議との関係

規制改革会議の創業・I T等ワーキンググループ及びホットライン対策チームでは、I Tによる経営効率化等の視点から、関連する規制の見直しについて検討を行うことになっており、本分科会で扱うテーマとの関連の深いものも含まれている（参考資料4を参照）。規制改革会議で扱うことになっている事項については、基本的には、規制改革会議側でヒアリングや対処方針の調整等を進めていただきつつ、規制改革会議側の成果と当分科会での成果をまとめるような形で、アクションプランとするべく、規制改革会議事務局と調整や情報共有を進める。

以 上